

確認印

令和 7 年度

大阪市役所本庁舎

給排水衛生設備修繕

仕 様 書

履 行 期 限

令和7年9月30日

大阪市総務局行政部

修繕概要

1 件 名 令和 7 年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕

2 履 行 場 所 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所本庁舎

3 修 繕 内 容 排水逆止弁及び給水減圧弁を取替える。

4 交 換 部 品 別紙図面参照

5 履 行 期 限 令和 7 年 9 月 30 日

6 特 記 事 項

(1) 使用材料

本修繕に係る使用材料は全て新品とし、受注者において調達すること。

(2) 関係法令の順守

受注者は、本修繕を実施するに当たり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法等その他関係法令を順守すること。

(3) 事故防止

受注者は本修繕に係る一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じること。

(4) 現場管理

- ・作業時間は、開庁日の 9:00～17:30 を原則とする。
- ・物品の搬入・設置、調整、撤去・廃棄等については、契約締結後に監督職員と事前に協議の上、修繕日時等の調整を行い、施設の運営に支障を来さないよう行うこと。
- ・物品の搬入・設置方法は事前に監督職員と協議を行い、必要に応じて養生し施設その他の機器に破損が生じた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
- ・受注者は、監督職員と十分に打合せを行うこと。
- ・受注者は、修繕に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓に努めること。

(5) 損害賠償

- ・修繕の不完全、作業の不注意、保安施設の不備等によって生じた損害は、受注者の負担と責任において損害賠償を行うこと。
- ・修繕作業によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えたときは、原則として受注者が処理解決に当たること。

(6) 後片付け等

作業準備、後片付け、清掃などは、全て受注者の負担とする。

(7) 撤去品（産業廃棄物）

本修繕により発生した撤去品は受注者により処分すること。また、廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」及び「フロン

類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律（フロン排出抑制法）」等の関係法令を遵守し、適法適正に廃材処理を行うこと。

(8) 修繕報告書

次の項目を整理の上、監督職員に提出すること。

- ・ 修繕写真（修繕前・中・後）（交換部品）
- ・ 試運転確認書
- ・ 試運転計測表
- ・ 機器納品図、取扱説明書

(9) その他

- ・ 修繕作業等に係る電気、水道等は本市の支給とする。
- ・ 修繕作業にはエレベータを使用することができる。
- ・ 本修繕に伴い必要となる届出の作成、提出、検査対応は本契約に含むこと。
- ・ 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

7 担当者 大阪市総務局行政部総務課 庁舎管理グループ 担当：中嶋
大阪市北区中之島1丁目3番20号
TEL (06) 6208-8197

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務局行政部総務課（連絡先：06-6208-7411）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約にかかる業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（総務局行政部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（総務局行政部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：当該業務実施事業者)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正の上使用すること。
なお、生成・出力内容の正確性等を確認した上で、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定の上、利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

修繕名称

令和7年度
大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕

修繕費総額

円

修繕価格

円

消費税及び地方
消費税相当額

円

内 訳 書

名 称	数量	単位	金 額	摘要
令和 7 年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕				
給排水衛生設備修繕	1	式		
修繕価格				
消費税及び地方消費税相当額				
合 計(税込)				

[illegible]

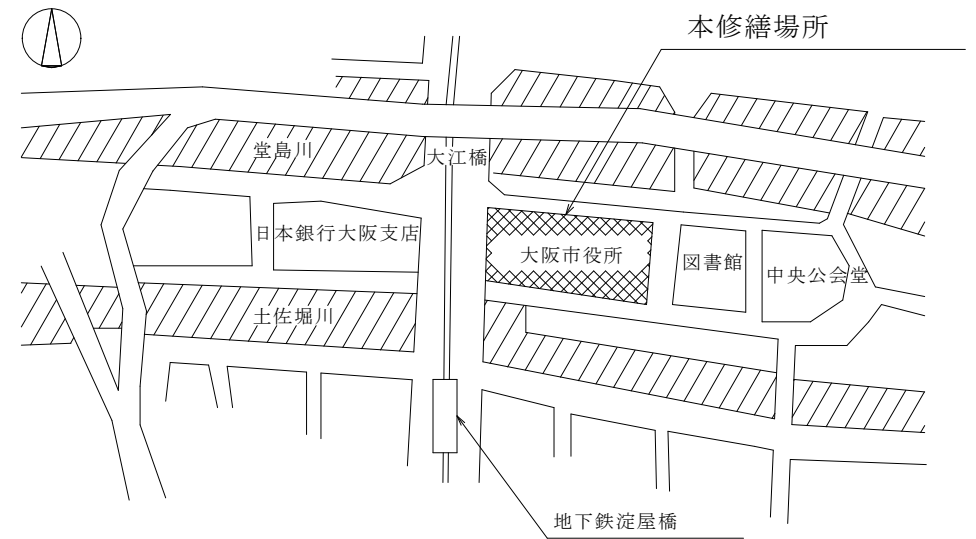
修 繕 概 要

修繕名称 令和7年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕
所 在 地 大阪市北区中之島1－3－20

修繕内容 本庁舎設置の給排水衛生設備の修繕を行う。

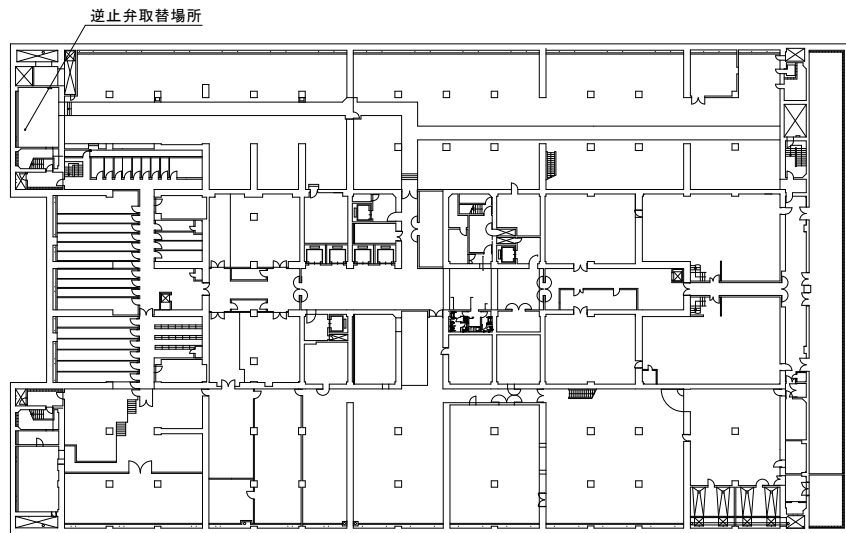
一般事項

- 1 本修繕の実施については、監督職員と日程の打合せを密に行うこと。
- 2 修繕着手前に現場調査及び実測を行い、仕様書によることが困難と判断される場合、監督職員と協議を行うこと。
- 3 溶接作業時の火気については消火器を設置の上、現場の状況に応じて適切な安全対策を講じること。
- 4 本修繕により破損を生じた箇所は、在来にならない原形復旧すること。
- 5 作業実施の2日前までに大阪市指定の「作業届」を電子メール、FAX等で監督職員に提出すること。
- 6 作業当日、中央監視盤室（MB4階）で腕章を借り受け着用すること。
- 7 本作業に必要な車両の駐車場は、「作業届」に必要事項を記載することにより無料の手続を行うことができる。
- 8 車両は、車高2.1m未満とすること。車高が2.1mを超え2.8m未満の車両については、監督職員と協議を行うこと。
- 9 資材搬出入路は、駐車場より人荷用エレベーターを使用すること。また、必要に応じて適切な養生を施すこと。
- 10 作業終了後は、資材搬入路を含め清掃を十分に行うこと。
- 11 本作業で生じた廃棄物は場外搬出の上、関係法規に従い処分すること。

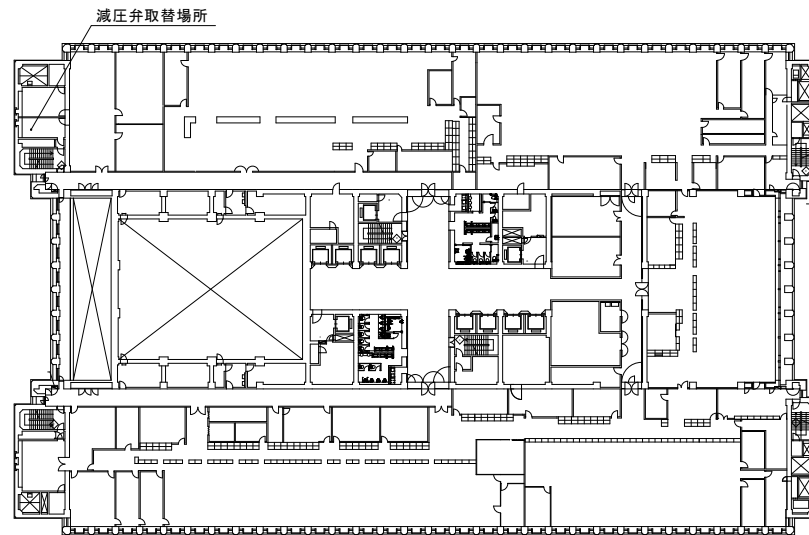


附近見取図

修繕名称	令和7年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕		
図面名称	修繕概要・附近見取図		
縮 尺	No Scale	図面番号	No. 1（4枚の内）
大阪市総務局行政部総務課			



B 4 F

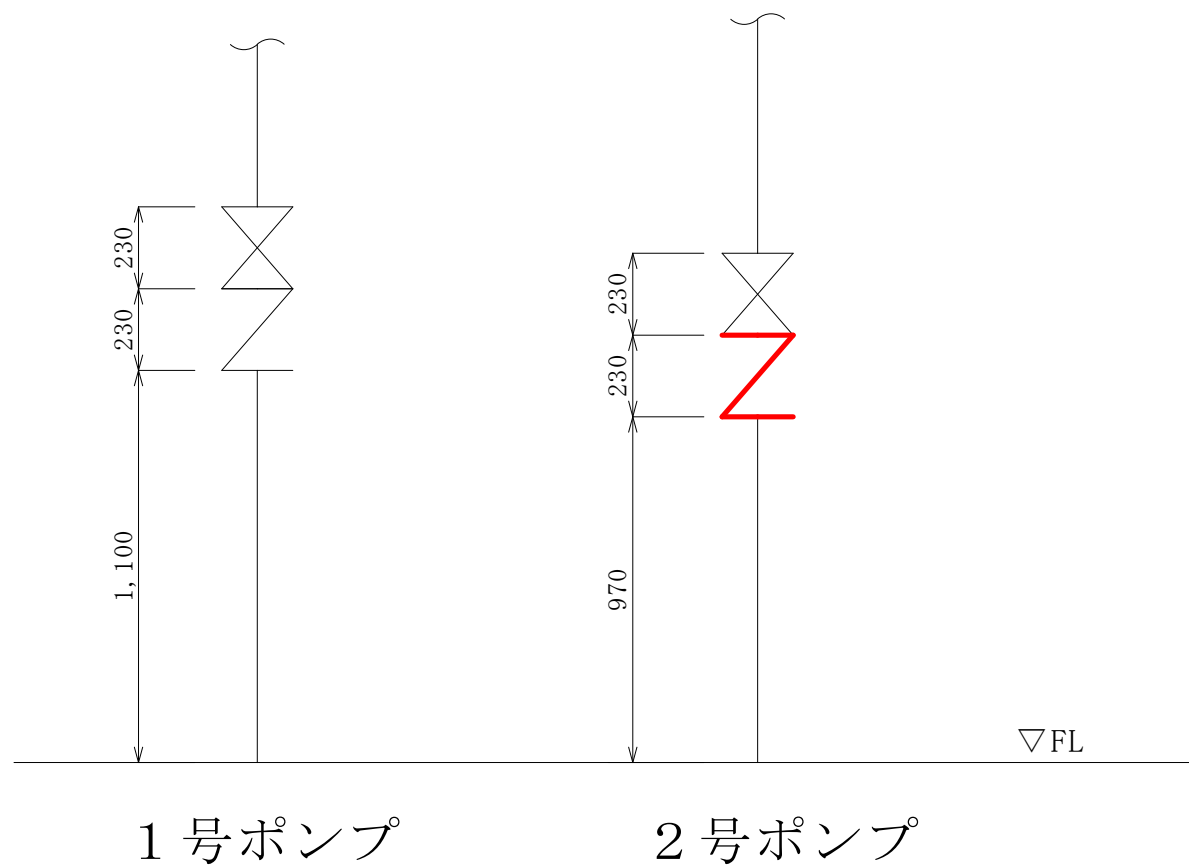


3 F

修繕名称	令和7年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕		
図面名称	平面図		
縮尺	No Scale	図面番号	No. 2 (4枚の内)
大阪市総務局行政部総務課			

交換部品

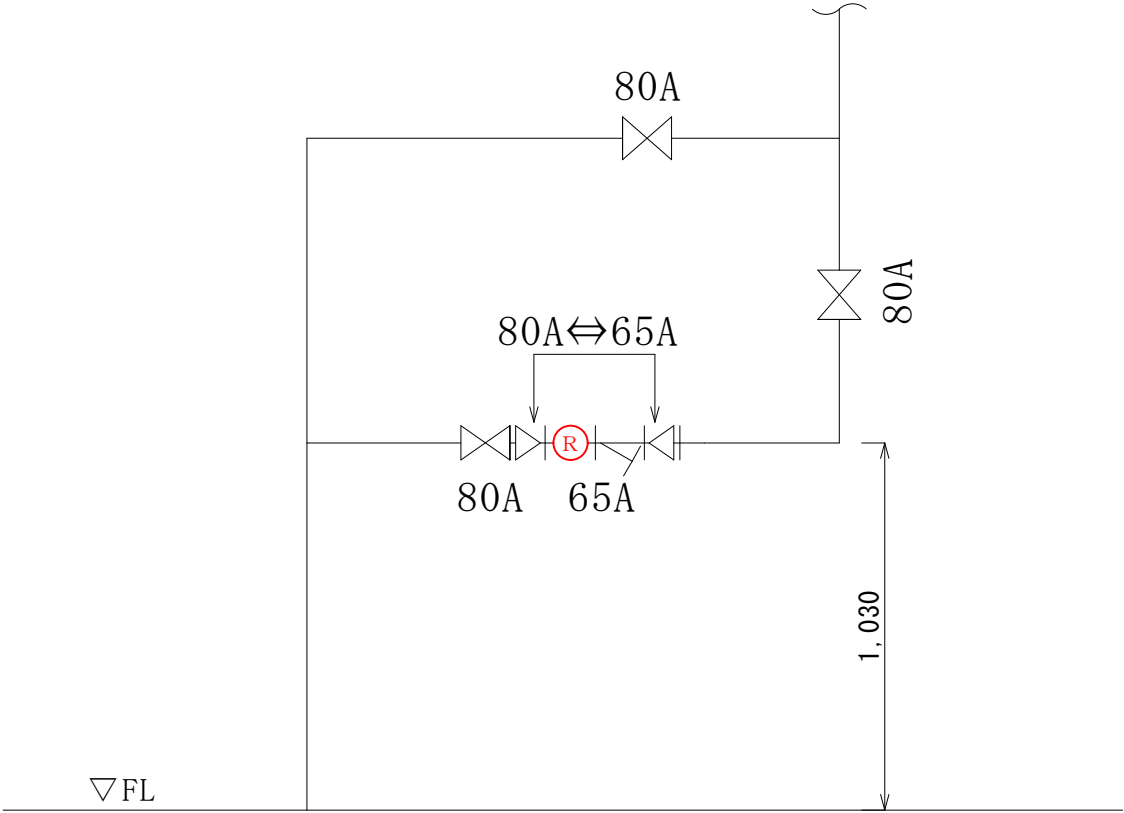
品 名	規 格	数 量	参 考 型 式
カウンターウェイト逆止弁	10K-100A	1台	(株)相互ポンプ製作所 CW-100



修繕名称	令和7年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕		
図面名称	逆止弁取替		
縮 尺	No Scale	図面番号	No. 3 (4枚の内)
大阪市総務局行政部総務課			

交換部品

品 名	規 格	数 量	参 考 型 式	備 考
減圧弁	口 径：10K-65A 流 体：水 一次側圧力：1.0Mpa以上 二次側圧力：0.05～0.35Mpa程度 水道法性能基準適合品	1台	(株)ベン RD-33FNL	保温取外・復旧を含む



修繕名称	令和7年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕		
図面名称	減圧弁取替		
縮 尺	No Scale	図面番号	No. 4 (4枚の内)
大阪市総務局行政部総務課			

課長代理	担当係長	担当係長

修繕着手届

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地

受注者 会 社 名

代表者名

次のとおりお届けします。

記

修 繕 名 称 令和7年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕

修 繕 場 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所本庁舎）

契 約 日 令和 年 月 日

修 繕 期 限 令和 年 月 日

課長代理	担当係長	担当係長

現場責任者が受注者に所属することを証する書面の届出

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地 〇

受注者 会 社 名 〇

代 表 者 名 〇

次の現場責任者が受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることの証明を届出します。

修 繕 名 称 令和7年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕

現 場 責 任 者 氏名

雇用関係を証明するもの

健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等の写し
証明するもの（写し）貼付

次のいずれかの写しを貼り付けて下さい。

社会保険

- ① 健康保険被保険者証（所属会社が判るもの）
- ② 標準報酬決定通知書
- ③ 被保険者資格取得届

その他

- ① 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
- ② 賃金台帳及び源泉徴収票
- ③ 経営事項審査申請書に添付した技術職員名簿
- ④ 在職証明書又は社員証（いずれも社印又は事業主印のあるもの）
- ⑤ その他公的書類で雇用が確認できる書類

なお、在籍出向者や派遣社員は次の場合を除き認められていない。＊（国総建第315号 H16.3.1）

- ① 建築業を廃業した出向元企業からの出向社員（国総建第155号 H13.5.30）
- ② 大臣認定の企業集団に属する親会社からの出向社員（国総建第97号 H14.4.16）
- ③ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員（国総建第335号 H15.1.22）

注意

雇用関係を証明する上記の写しの貼り付けは、当該技術者本人の同意を得て行って下さい。
また、当該技術者本人以外の個人情報（事業主名は除く）は黒塗りの上貼り付けて下さい。

施 工 体 系 図

受注者

所 在 地

商号または
名 称

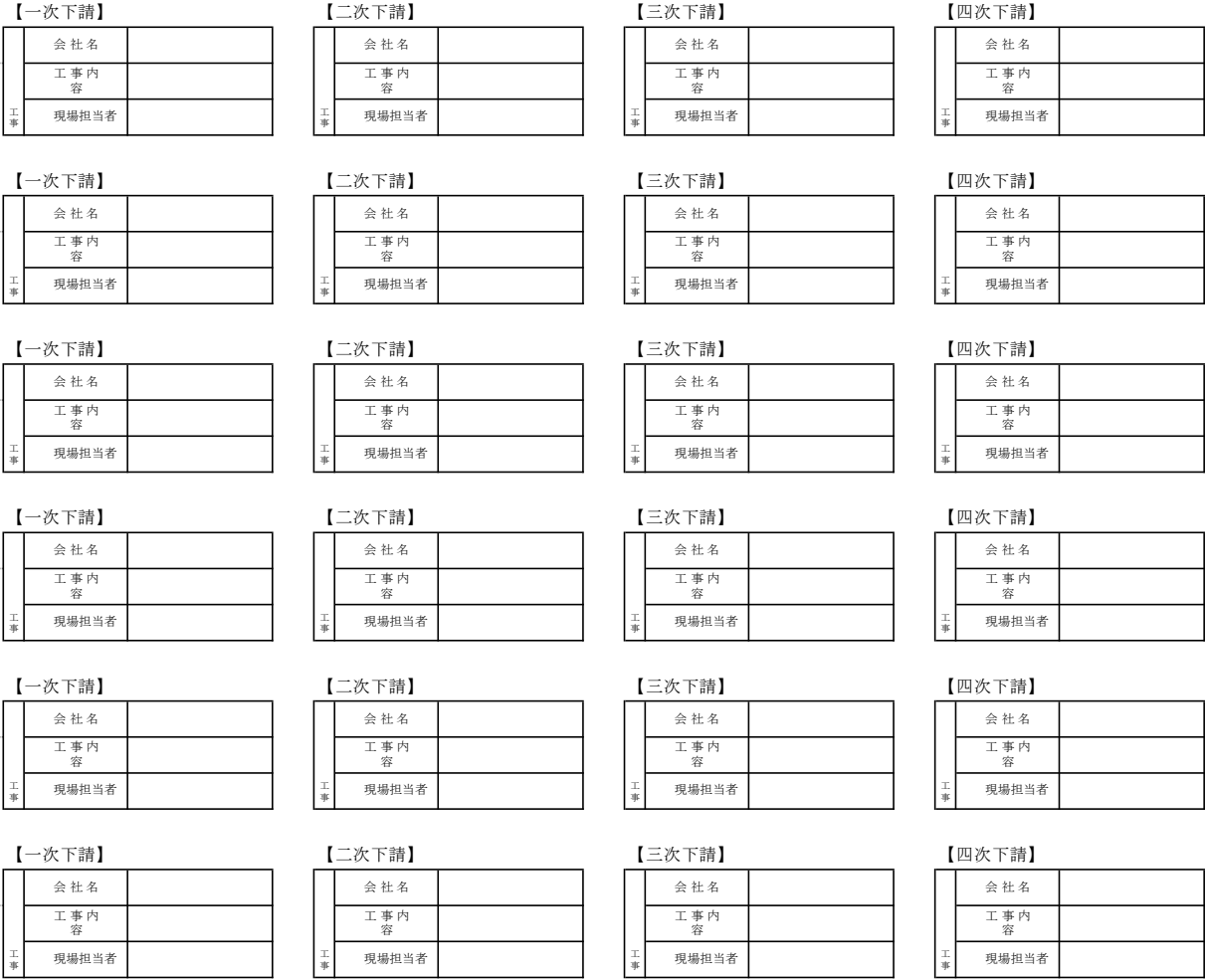
代 表 者 名

施工体系図

発注者名	大阪市総務局
修繕名称	令和7年度 大阪役所本庁舎給排水衛生設備修繕

工期	自	令和 年 月 日
	至	令和 年 月 日

受注者	
現場責任者名	



課長代理	担当係長	担当係長

修 繕 完 了 届

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地

受注者 会 社 名

代表者名

次のとおり修繕が完了しましたのでお届けします。

記

修 繕 名 称 令和 7 年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕

修 繕 場 所 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号（大阪市役所本庁舎）

契 約 番 号

契 約 日 令和 年 月 日

修 繕 期 限 令和 年 月 日

修繕完了日 令和 年 月 日

産業廃棄物処分確認書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

所在地

受注者 会 社 名

代表者名

次の修繕で発生した産業廃棄物は、関係法令の規定に基づき、適切に処分を行います。また、処分終了後には、処分したことを証する書類の写しを提出します。

記

修繕名称 令和7年度 大阪市役所本庁舎給排水衛生設備修繕

修繕場所 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所本庁舎)

産業廃棄物一覽

[illegible]